

4-1-1 まちの活力につながるにぎわいの創出

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市は、海や川、緑等の自然に恵まれているとともに、歴史的・文化的遺産等の数多くの観光資源を有しています。観光マップの作成や各種資源の紹介を進めるなど、こうした観光資源の活用に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、今後都市間競争がますます進むことが予想される中、本市の持つ魅力を最大限活用して地域のブランド力を向上させ発信していく必要性が高まっている一方、船橋市はイメージが明確ではなく知名度が十分高くないことが市民からも指摘されています。</p> <p>こうしたことから、これら既存の恵まれた様々な資源を有効活用するとともに、さらなる資源の発掘と育成に取り組むことが必要となっています。同時に、こうした資源を有効活用して船橋市の魅力を高め、観光振興に結びつけ、地域の賑わいの創出に結びつけていくことが求められています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>本市の魅力が高まり、多くの人々が本市の良さを知るとともに、多数の人が訪れることで地域のにぎわいがうまれている状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>本市の魅力を高め、まちのにぎわいを創出するため、農水産品をはじめとした</p>	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>2. まちの活力につながるにぎわいの創出 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>海や川や緑などの恵まれた自然、歴史的・文化的遺産等数多くの観光資源を有していますが、必ずしも観光の振興に結びついていない状況にあります。</p> <p>一方、市民の生活様式の変化や、自由時間をより楽しく豊かに過ごしたいというレジャー志向が高まりを見せている中で、これらの要望に対応する必要があります。</p> <p>このようなことから、既存の恵まれたさまざまな資源を活用するとともに、新たな資源を発掘・活用した観光の振興に努め、まちのにぎわいを創出し、地域産業の活性化に結びつけていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>まちのにぎわいを創出するため、海や海老川、商業施設などのネットワーク化を図り、回遊性の高い魅力ある環境整備を進めるとともに、まつりや多彩なイベントを積極的に展開し、海を活かした魅力ある新しいまちづくりを進めます。</p>

船橋で生産される様々な製品のブランド力を強化してきます。

また、まつりや多彩なイベントを積極的に展開していくとともに、新たな観光資源の掘り起こしや観光資源のネットワーク化による有効活用の促進など、観光事業を積極的に推進していきます。

《施策の方向》

施策1) 産品ブランドの推進

船橋市の地域経済の活性化、農業・漁業・商業・工業・観光の振興を図るため、イベント等を通じて農水産品をはじめとした様々な「船橋発」の産品について、船橋ブランドの確立を目指します。

〔主要事業〕

- ・産品ブランドの発信

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

2. まちの活力につながるにぎわいの創出 より

【施策の方向】

(2) 観光資源の発掘・活用

⑥ 農産物等の活用

観光客誘致のため、特産物である梨、ぶどう、いちご、シクラメンといった果物や花の直売方式の振興を図ります。

また、北部地域において、アンデルセン公園や農業センター、県民の森、キャンプ場、周辺の梨園などの連携により観光コースとしての位置づけを明確にし、観光の振興を図ります。

第2節 魅力ある農業・漁業の振興

2. 時代に対応した漁業の振興 より

(3) 市民に親しまれる漁業の促進

② 地場食材利用の促進

漁業の振興と市民の郷土意識の醸成のため、地場食材の利用のPRを図ります。

	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>2. まちの活力につながるにぎわいの創出 より</p>
<p>施策2) まちの魅力の創出及び活用</p>	<p>(1) 海を活かしたまちづくり</p>
<p>にぎわいと活気にあふれたまちを創出するため、商業施設、地域の歴史・文化、川・海等を活かし、訪れた人が楽しい時間を過ごせる空間を創造していきます。その一環として、船橋駅周辺については、新しい、魅力ある商業の誘致に取り組むとともに、既存の商店街や路地裏を活用し、船橋大神宮や海老川や大型商業施設等への回遊性を持たせます。</p> <p>また、観光客を誘致するため、新たな観光資源の掘り起こしや伝統行事の育成等を行うとともに、ふなばし三番瀬海浜公園を含めた三番瀬や農業センター、工場見学のできる食品コンビナート等様々な施設も積極的にPRします。さらに、市民による船橋らしいさまざまなイベントの実施や民間活力の導入により地場産の新鮮な野菜・魚介類等を販売する市（いち）等も開催します。</p>	<p>① 海老川環境軸の整備</p> <p>海老川河口部のインナーハーバーについては、船橋港親水公園の活用を図るとともに、対岸の荷さばき場を市民が利用できる施設として再整備するなど、海老川散策路などとの連続性に配慮した海に親しめる場として、整備を県に要望します。</p> <p>また、日の出地区の工場跡地については、民間活力によるにぎわいのあるフィッシャーマンズワーフなどの整備を促進します。</p> <p>海老川上流域については、市民が憩える広場などの多目的な機能をもつ調節池の整備を県に要望するとともに、夏見・金杉地区の谷津田や斜面林を活かした自然に親しめる地域づくりを進め、上流域から河口まで川沿いの散策路を活用したネットワーク形成を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふなばし市民まつりの開催 ・観光情報の発信 ・観光コースの創出 	<p>② 商業・アミューズメント等集客施設の活用</p> <p>大型商業施設や屋内スキー場、オートレース場、競馬場、工場見学などのできるビール工場など、湾岸部に立地する集客施設の観光資源としての活用を図ります。</p>
	<p>③ 回遊性の創出による商業・サービス業の活性化</p> <p>船橋駅南口再開発ビルを商業振興の拠点として、御殿通り、山口横丁など船橋の歴史ある文化や文化財を活かした路地裏の整備と、大型商業施設や屋内スキー場、オートレース場、競馬場など周辺の大型集客施設、船橋大神宮、船橋港親水公園、海老川散策路などのネットワーク化により回遊性を創出し、商業・サービス業の活性化を図ります。</p> <p>④ 漁師町の活用</p> <p>新鮮な魚介類を提供する湊町市場の活性化や、海の魚などが食べられる</p>

にぎわい豊かなフィッシャーマンズワーフの整備、漁業体験・イベントの開催などを促進します。

⑤ 船橋海浜公園の整備・充実

三番瀬への入り口である船橋海浜公園について、海上バスなどのアクセスの整備を促進するとともに、現在のレクリエーション・レジャー機能のほか、海や海洋生物、鳥などの自然と親しみ、自然を学び、憩える場の整備・充実を図ります。

(2) 観光資源の発掘・活用

① 観光資源の発掘

新たな観光資源の掘り起こしを行い、それらの活用を図ります。

② 郷土芸能等の育成

各地域に伝わるまつりや郷土芸能などの伝統行事を育成するとともに、PR活動を積極的に展開します。

④ イベントの開催

にぎわいと人の交流を通じて都市の活性化を図るため、海、港、駅前広場などを活用したまつり広場を創出するとともに、市民による船橋らしいさまざまなイベントを実施します。

⑤ 各種施設の活用

ウォーターフロント地区の海浜公園や船橋港親水公園、船橋大神宮や日本一小さいといわれる東照宮、海老川ジョギングロード、アンデルセン公園、農業センター、県民の森、キャンプ場などさまざまな施設について、観光資源として活用を図ります。

また、オートレース場、競馬場については、交通渋滞やごみの散乱などの問題を改善するなど周辺地区との共生を図り、商業振興を推進します。

⑥ 農産物等の活用

観光客誘致のため、特産物である梨、ぶどう、いちご、シクラメンといった果物や花の直売方式の振興を図ります。

また、北部地域において、アンデルセン公園や農業センター、県民の森、キャンプ場、周辺の梨園などの連携により観光コースとしての位置づけを明確にし、観光の振興を図ります。

⑦ 観光コースの創出

人の回遊性を高めるため、観光資源のネットワーク化により、各地域の文化財や産業などを紹介した各種観光コースの充実と新たなコースの創出を図ります。

(3) 観光客の誘致

① 観光情報の提供

観光客を誘致するため、魅力ある観光スポット、ルート、イベントなどを紹介する観光マップやリーフレットなどを作成し、広域的な観光PRを実施するとともに、マスコミやニューメディアを利用した情報の収集や提供を促進します。

② 案内標示の整備

各種観光資源の場所を分かりやすく伝えるため、回遊性の創出にも配慮しながら、外国語表記を含めて海や農業をイメージした案内標示の整備を図ります。

4-1-2 変化に対応できる地域産業の振興・育成

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>地域産業を取り巻く環境は、我が国だけではなく世界規模で長引く景気の低迷やグローバル化の進展による国際競争の激化など、非常に厳しい状況が続いています。一方で、少子・高齢化の進行や様々な情報技術の発展などの社会情勢の変化をとらえた、新たな産業の台頭もみられます。</p> <p>こうした状況に対応するため、本市では、これまで商工業振興ビジョンを作成し、商工業者との連携を図りながら総合的・体系的な取り組みを進めてきました。また、新たな産業環境に対応した新規産業の育成や誘致についても、インキュベーション施設の活用等を通じて取り組んできました。</p> <p>今後とも地域産業を取り巻く環境は厳しい状態が続くと想定され、社会動向や国、県の経済施策を踏まえつつ、商工業者との連携を図りながら総合的な施策展開を図ることが求められるとともに、今後の成長産業等に着目した新規産業の誘致・育成等に取り組むことが求められます。</p>	<p>※第1節-1. 産業を取り巻く環境の変化への対応と-3. 魅力ある商業・サービス業の振興のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>1. 産業を取り巻く環境の変化への対応 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷、消費者ニーズの変化、規制緩和、流通革命など、非常に厳しい状況にあります。</p> <p>今日の商工業振興にかかる問題は、地域経済、日本経済、さらには世界経済と連動しており、現状の把握はもちろんのこと、社会動向、国や県の経済対策などを踏まえた施策が求められるようになりました。</p> <p>さらに、地域経済の振興を自治体の運用に任せる商業関連法（改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法）が成立し、自治体の役割は非常に重要なものになっています。</p> <p>そのため、地域産業の活性化に向けて、商工業者との連携を図りながら、総合的な商工業振興施策の展開を進めていくことが必要です。</p> <p>また、世界的に環境問題に対する関心が高まる中、企業の環境問題への取り組みが強く求められており、企業活動における地球環境の保全意識の高揚を図っていくことが必要です。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市の商業は、市内に多数ある鉄道駅の周辺に集積していますが、東京と</p>

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

商工業者と連携した総合的な産業振興施策が展開され、新規産業の誘致等が進み、雇用確保と地域産業が活性化している状態

〔施策の方針〕

市内の地域産業の活性化を図るため、地域の特性を活かし、商工業者との連携を深めながら、総合的な経済振興施策を展開するとともに、今後の社会動向を踏まえた新規・成長産業の育成や企業誘致を進めます。

いう一大商業地に近接していることや、近隣都市の商業集積が著しいことから、厳しい状況に置かれています。

特に、中小の小売業者は、経営者の高齢化や後継者不足に悩まされ、商業地域においてマンションが建設されるなど、商店街の衰退傾向がみられます。

卸売業については、大型店と生産者との直接取引の増加など流通体制の変化により、取り引きの伸びが期待できない状況にあります。

また、パソコンの普及など情報化の進展や健康志向の高まり、少子・高齢化の進行など社会の変化をとらえて、情報産業のほか生活、医療、福祉などの生活関連サービス業など、新しいサービス産業が台頭してきています。

このような状況の中で、商業においては既存小売商業の経営の近代化や消費者のニーズの個性化・多様化への対応を図るとともに、卸売業の物流の合理化・近代化や、市場の開拓、マーケティング機能の向上を図っていくことが必要です。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

1. 産業を取り巻く環境の変化への対応 より

【基本方針】

商工会議所との連携を深めるとともに、地域の特性を活かした総合的な経済対策や商工業振興策の基本的指針を策定し、商工業者の自助努力を促し、地域産業の活性化を図ります。

また、企業の地球環境の保全意識の高揚を図ります。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より

【基本方針】

<p>〈施策の方向〉</p>	<p>豊かな都市活力を醸成するため、バリアフリー化を推進し、地域の発展と調和した商業環境づくりを進めるとともに、事業者の自助努力を促し、新たな情報・サービス業を振興して、消費者ニーズに的確に応えられる魅力ある商業の充実を図ります。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>1. 産業を取り巻く環境の変化への対応 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 地域産業の活性化</p> <p>① 商工業振興ビジョンの策定</p> <p>船橋駅南口再開発ビルを拠点とした中心市街地の活性化など本市の商工業振興の具体的施策を総合的に展開するため、商工業者が中心となった商工業振興ビジョンを策定します。</p> <p>② 商工会議所との連携の強化</p> <p>産業の活性化を図るには、経営者自らの努力が不可欠であることから、商工業者の団体であり、産業振興の中心的役割を担う商工会議所と連携を図りながら、活動の強化を促進します。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より</p> <p>(5) 情報・サービス業の振興</p> <p>① 時代の要請に応じた情報・サービス業の振興</p> <p>情報産業や健康・福祉産業をはじめとする新しいサービス業を立地・誘導しながら、情報・サービス業の振興を図ります。</p> <p>また、市民が気軽に立ち寄り、飲食できるフィッシャーマンズワーフなど飲食店の整備を促進します。</p>
<p>施策1) 総合的な産業振興の推進</p> <p>経営者自らの取り組みを支援し、地域産業の活性化を図るため、商工業者の産業振興の中心的役割を担う商工会議所や各種団体と連携を強化し、総合的な産業振興施策を展開します。</p>	
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな商工業振興ビジョンの策定 ・ 商工会議所や商工業者の各種団体との連携 ・ 市内企業の技術力の発信 	
<p>施策2) 新規・有望産業の育成や誘致</p> <p>社会経済の変化を捉えた新たな産業の育成や誘致を図るため、異業種企業間の交流促進や、知識・技術の融合による新分野の開拓などによるベンチャー企業の育成を進めるとともに、今後の成長が期待できるような産業の誘致を推進します。</p>	

<p>〔主要事業〕</p> <p>・起業支援の推進</p>	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>4. 活力ある地域工業の振興 より</p> <p>(1) 地域工業の再構築</p> <p>③ ベンチャー企業の育成</p> <p>異分野・異業種企業間の交流を促進し、知識・技術の融合による新分野の開拓や、ベンチャー企業の育成を図ります。</p> <p>また、東葛テクノプラザを活用し、自立を目指すベンチャー企業を支援します。</p>
-------------------------------	--

4-1-3 魅力ある商業の振興

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市の商業は、市内に多数ある鉄道駅の周辺に集積していますが、長引く経済不況の影響とともに、東京という一大商業地に近接していることといった地理的特性もあり、厳しい環境におかれています。また、消費者ニーズの個性化・多様化がより一層進むとともに、経営者の高齢化や後継者不足といった問題も抱えるなど、特に小規模事業者のおかれている環境は厳しく、市内の小売業の事業所数は減少傾向を示しています。</p> <p>こうした状況の中、本市の商業の競争力を強化するために、経営者に対する研修会の開催などによる経営の高度化を図るとともに、歩行者空間の整備など安全で快適に消費者が利用できる魅力ある商業環境を構築していくことが求められています。</p> <p>また、本市は中央卸売市場を管理・運営していますが、施設の老朽化が進むなどの課題があり、安全・安心な生鮮食料品等の流通確保の観点から、品質管理の高度化等に対応できる体制の整備を進める必要があります。</p>	<p>※第1節-3. 魅力ある商業・サービス業の振興と第3節-1. 安心できる消費生活の確立のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市の商業は、市内に多数ある鉄道駅の周辺に集積していますが、東京という一大商業地に近接していることや、近隣都市の商業集積が著しいことから、厳しい状況に置かれています。</p> <p>特に、中小の小売業者は、経営者の高齢化や後継者不足に悩まされ、商業地域においてマンションが建設されるなど、商店街の衰退傾向がみられます。</p> <p>卸売業については、大型店と生産者との直接取引の増加など流通体制の変化により、取り引きの伸びが期待できない状況にあります。</p> <p>また、パソコンの普及など情報化の進展や健康志向の高まり、少子・高齢化の進行など社会の変化をとらえて、情報産業のほか生活、医療、福祉などの生活関連サービス業など、新しいサービス産業が台頭してきています。</p> <p>このような状況の中で、商業においては既存小売商業の経営の近代化や消費者のニーズの個性化・多様化への対応を図るとともに、卸売業の物流の合理化・近代化や、市場の開拓、マーケティング機能の向上を図っていくことが必要です。</p> <p>第3節 安心できる消費生活の確立</p> <p>1. 安心できる消費生活の確立 より</p>

〈基本方針〉

〔めざすべき姿〕

消費者が利用しやすく魅力がある商業が集積しているとともに、中央卸売市場が適正かつ健全に運営され、安全・安心な生鮮食料品等が安定的に供給されている状態

〔施策の方針〕

【現況と課題】

近年は、商品・サービスの多様化に加えて、訪問販売やキャッチセールスなど販売方法の多様化が見られ、こうした中で、悪質商法による消費者被害も後を絶たず、また、安易な消費者金融（サラ金）の利用による多重債務問題の発生や、これに関連する自己破産の発生も問題となっています。

一方、日常生活において、ごみの大量発生、フロンガスによるオゾン層の破壊などの地球環境問題や、クローン動物や遺伝子組み替え食品の登場、ダイオキシン問題などによる食品の安全性に対する市民の関心が高まっています。平成7年（1995年）にはPL法（製造物責任法）が施行され、事業者には被害の未然防止につながる安全意識の向上が求められ、消費者には安全な使用が求められるようになりました。

そのため、消費者を保護するとともに、自ら主体的に考え判断する自立した消費者を育成していくことが必要です。

中央卸売市場は、昭和44年（1969年）の開設以来、施設・設備の整備・拡充を図ってきましたが、老朽化も著しくなっています。また、産直販売の拡大や大型店と生産者との直接取引の増加など流通経路の多元化により、市場における取扱高が減少してきています。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より

【基本方針】

豊かな都市活力を醸成するため、バリアフリー化を推進し、地域の発展と調和した商業環境づくりを進めるとともに、事業者の自助努力を促し、新たな情報・サービス業を振興して、消費者ニーズに的確に答えられる魅力ある商業の充実を図ります。

本市の商業の競争力を高め、消費者ニーズに的確に応えられるようにするため、地域と調和した魅力ある商業環境を構築するとともに、卸売業・小売業の高度化を促進します。

また、流通の拠点として中央卸売市場の活性化を図り、消費者に生鮮食料品等を安定的に供給します。

《施策の方向》

施策1) 商業環境の整備

安全で快適に買い物ができる環境を構築するため、歩行者空間の整備や街路灯の設置などにより商業環境を整備します。

〔主要事業〕

- ・商業環境の向上にむけた各種施設の整備

第3節 安心できる消費生活の確立

1. 安心できる消費生活の確立 より

【基本方針】

豊かな消費生活を営めるよう、消費者の自立を促進し、消費者利益の擁護を図るための環境整備、啓発等の各種事業の拡充に努めます。

中央卸売市場については、広域的な活用方法などについて調査・研究します。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より

【施策の方向】

(1) 主要駅周辺地区の商業環境の整備

① 船橋駅周辺地区

JR船橋駅南口については、南口再開発事業や京成本線連続立体交差事業など、都市基盤整備とあわせて、新しい、魅力ある商業の誘致に取り組むとともに、既存の商店街や路地裏を活用し、船橋大神宮や海老川下流・河口地域などへの回遊性を持たせた、商業の活性化を図ります。

また、北口についても、南口との連携による回遊性に配慮しながら、未利用地の整備を促進し、新しい、魅力ある商業の誘致に取り組むとともに、あわせて既存の商業集積を活用し、商業の活性化を図ります。

② 西船橋駅周辺地区

JR西船橋駅南口については市街地再開発事業による整備を促進し、また、北口についてはエスカレーターの設置などにより駅前広場を整備するなどして、買い物をしやすい商業地の形成を図ります。

③ 津田沼駅周辺地区

魅力ある商業の集積により、習志野市との連携を図りながら、若者が集

まる拠点商業地としての機能の充実を図ります。

④ 北習志野駅周辺地区

近くに大学があることや、坪井地区の区画整理事業により新たな街が創出されること、東葉高速鉄道と新京成電鉄との接続による交通拠点としての役割の高まりにより人が集まりやすいため、ターミナル機能の強化やイベントの開催などにより、魅力ある商業環境整備を図ります。

⑤ 下総中山駅、京成中山駅周辺地区

下総中山駅前広場を整備し、民間による新たな商業施設整備を含めて、中山法華経寺の門前町としての特性を活かした、買い物をしやすい商業環境整備を図ります。

⑥ 船橋法典駅、馬込沢駅、高根木戸駅、高根公園駅、二和向台駅、小室駅周辺地区

各々の地域の特性に応じた商業環境整備を図ります。

(2) 地域における商業環境の整備

① 身近な商店街の環境整備

主要駅周辺以外の市民の日常生活に密着した身近な商店街においては、安全で快適に買い物をできるよう、歩行者空間、街路灯、駐車場などの商業環境の整備を図ります。

施策2) 商店街の活性化と経営の高度化

商業における経営の高度化を図るため、専門家派遣や研修・研究会の開催などにより、経営者や従業員等の人材育成を進めます。また、商工会議所と連携し、地域の身近な商店街のにぎわいを創出するため、イベント・空き店舗の活用等の各種事業を支援するなど、特色ある商店街づくりを進めます。

〔主要事業〕

- ・ 商店街空き店舗対策
- ・ 商店街活性化アドバイザーの派遣

施策3) 流通機能の強化・充実

多様化する流通形態に対応するため、卸売業の情報化、効率化の推進等を支援します。

また、流通機能の拠点である中央卸売市場の活性化を図るため、品質管理の高度化等に対応できる体制の整備を行うとともに、市場運営の円滑化、効率化を図り、生鮮食料品等を安定的に供給します。さらに、市場一般開放や各種イベントを開催し、消費者へのPRを推進します。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より

(3) 経営の活性化

① 商店街などの育成・強化

小売商業の経営体質の改善・強化を図り、活力ある商業地を形成するため、関係機関との連携により、商店街などの組織化と共同化・協業化の推進や、特徴ある商店街づくりを進めます。

また、地域の身近な商店街として、にぎわいを創出するために行うイベントなどの各種事業を支援します。

② 事業者の経営意識の高揚

小売商業の振興を図るため、商店街活性化アドバイザーの派遣や商工会議所を通じた経営者及び従業員に対する各種研修・研究会を実施し、経営意識の高揚や従業員の人材育成を図ります。

③ 後継者の育成

商工会議所などと連携し、研修などを通じて後継者の育成を図ります。

第1節 活力ある商業・工業・観光の振興

3. 魅力ある商業・サービス業の振興 より

(4) 卸売業の振興

① 経営基盤の強化

中小卸売業の経営実態の把握に努めるとともに、小売業者や生産者との連携を強化し、多様化する消費者ニーズと流通形態に対応した経営基盤づくりを進めます。

また、船橋総合卸商業団地の活性化を図ります。

〔主要事業〕

- ・卸売業の情報化・効率化の支援
- ・市場活性化の推進

第3節 安心できる消費生活の確立

1. 安心できる消費生活の確立 より

(4) 中央卸売市場の活用

① 中央卸売市場の活用

中央卸売市場について、広域的な活用方法など今後のあり方を調査・研究します。

4-1-4 活力ある地域工業の振興

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市は大消費地である東京都心部に近く、また京葉港や新東京国際空港等の交通基盤施設に近接していることから、臨海部を中心として工業集積が進んでいます。</p> <p>本市の工業は比較的中小企業が多く、産業構造の変化に対応した技術力の向上や製品の付加価値向上を進めることが難しい状況にあります。また、臨海部だけではなく内陸部に立地している工場等の施設について、周辺の住宅開発の進展等による生産環境の悪化などの問題も発生しています。</p> <p>こうしたことから、既存工業の高度化・高付加価値化を促すための様々な支援策を展開することが求められるとともに、特に内陸部に立地する工業の生産環境の確保に向けた取り組みを進めることが求められます。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>工業系用途地域内における工場の操業環境が維持され、企業間、大学等との連携で中小企業の技術力が高まり、新産業創出が進んだ状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>本市の工業の競争力を強化するため、産学等連携による新製品・新技術開発の促進を図ることなどにより、生産構造の高度化や製品の高付加価値化を推進しま</p>	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>4. 活力ある地域工業の振興 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市の工業は、中小企業が多く、資本力、労働力、製品開発力などの不足から企業規模の拡大や国際化、情報化への対応が難しい状況にあります。</p> <p>今後は、既存工業の高度化・高付加価値化やベンチャー企業の育成など、新規産業の創出を図るとともに、国際化や情報化に対応した活力ある工業の振興を図っていくことが必要です。</p> <p>また一方、内陸部の工業地区においては、企業の移転や廃業による跡地がマンションに利用されるなど住工混在が生じ、操業環境上の問題が起きています。</p> <p>このような状況に対応し、市内住工混在地区からの企業移転などを目的とした新しい工業団地（ハイテクパーク）が、民間開発により市北部地区に造成されています。</p> <p>【基本方針】</p> <p>生産構造の高度化や製品の高付加価値化を進めるとともに、新しい活力ある産業振興のため、PL法（製造物責任法）への対応やISO認証（品質・環境管理の国際規格）取得の促進を図ります。</p> <p>住工混在地域の工場の移転を促進し、工場跡地の適切な利用を誘導するとともに、ハイテクパークへの流通加工機能を備えた物流産業を含めた企業の誘致を図ります。</p>

す。
また、工場の操業を維持できるように、企業の生産環境の確保を目指します。

〈施策の方向〉

施策1) 地域工業の競争力の強化

産業構造の変化に対応するため、国や県、大学関係機関との連携を進めるとともに、協働・協業組合等への組織化・集団化を促進し、環境に配慮した生産構造の高度化や製品の高付加価値化、情報化への対応や経営の合理化等を図ります。

〔主要事業〕

- ・新製品・新技術開発の促進
- ・産官学の連携の推進

施策2) 生産環境の整備

工業系用途地域内においては、工場の生産環境整備を進めるなどにより、操業の維持を図ります。また、工場跡地等については、新たな産業を誘致し、住工共生を図りながら、工業系機能を活かした開発を誘導します。

〔主要事業〕

- ・工業系用途利用の促進

【施策の方向】

(1) 地域工業の再構築

① 既存工業の高度化・高付加価値化

国、県、関係機関と連携し、産業構造の変化に対応できるように、生産構造の高度化や製品の高付加価値化を図ります。

(2) 生産環境の整備

① 組織化・集団化の促進

経営の合理化・近代化及び企業の体質改善や技術集約の強化を図るため、協同・協業組合などへの組織化・集団化を促進します。

(3) 国際化・情報化への対応

③ 情報化への対応の推進

進展する情報化に対して企業における情報の高度利用を進めるため、海外企業との連携システムや企業間ネットワークの構築を促進し、交流の強化・拡大と情報データベース産業などの育成を図ります。

(2) 生産環境の整備

② 立地環境の整備・向上

企業の生産環境を確保するため、住工混在地域内の工場についてハイテクパークなど工場適地への誘導を図ります。

また、企業の移転や廃業による跡地については、土地利用計画の見直しを含め、適切な利用への誘導を図ります。

4-1-5 時代に対応できる中小企業経営基盤の向上

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市の事業所は半数以上が従業員4人以下の企業となっており、本市産業を支えているのは、大部分が中小企業です。このため、地域経済の活性化には中小企業の活性化が不可欠な状況となっています。</p> <p>しかしながら、こうした地域産業の中核を担っている中小企業は、設備面や資金面で脆弱さを抱えているだけでなく、世界的にも長引く不況の影響や、エネルギー環境の制約の高まりなどの新たな変化に直面することで、その経営環境はより厳しさを増しています。</p> <p>このため、経営面や人材面等から中小企業の経営基盤の強化を図っていくことが必要となっています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>地域内の中小企業の経営が安定している状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>中小企業の経営の安定化・活性化を図るため、相談、診断、指導等の経営技術指導体制を確立するとともに、人材育成や融資制度の充実を図ります。</p>	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>5. 時代に対応できる中小企業経営基盤の向上 より</p> <p>【現状と課題】</p> <p>本市産業の大部分を占める中小企業は、就労の機会を提供するなど、地域経済の中核を担っています。しかし、今日は、資本力の低さや経営基盤の弱さ、さらにはマーケティング力の不足などにより、本市の中小企業は極めて厳しい状況に置かれています。</p> <p>このようなことから、地域経済の安定のため、経営面や人材面などから中小企業の経営基盤の強化を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>中小企業の経営基盤の強化を図るため、時代の要請にあった相談、診断、指導などの経営技術指導体制を確立するとともに、経営の安定化や近代化を促進するため、人材の育成や融資制度を充実します。</p>

≪施策の方向≫

施策1) 時代に対応できる中小企業経営基盤の向上

中小企業の経営の高度化・安定化を図るとともに、連鎖倒産など経営の悪化を防ぐため、商工会議所等との関係機関と連携しながら、相談、診断、指導等の経営技術指導体制を確立し、経営者の資質の向上や後継者の育成、従業員の能力の向上を図ります。また、あわせて金融機関との連携により融資制度の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 中小企業の経営診断・指導の実施
- ・ 融資制度の充実

【施策の方向】

(1) 中小企業の体質強化

① 経営技術指導体制の確立

中小企業の近代化・合理化を図るために必要な中小企業者自らの自助努力を促すとともに、連鎖倒産など経営の悪化を防ぐため、相談、診断、指導などの経営技術指導体制の確立を図ります。

② 人材の育成

商工会議所などの関係機関と連携して研修会などを開催し、経営者の資質の向上や後継者の育成、従業員の能力の向上を図ります。

③ 融資制度の充実

経営の安定化や近代化を進めるため、信用保証協会の保証を得ながら、金融機関との連携により、融資制度の充実を図ります。

4-1-6 暮らしを支える雇用環境の充実

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>経済状況の悪化により、企業倒産の増加や失業者の急増などが全国的にも社会問題となっています。本市においてもハローワーク管内の有効求人倍率が減少しているなど、引き続き厳しい雇用情勢が続いています。中でも、フリーターやパートタイマー、派遣労働等、就業形態が多様化する中で、こうした非正規雇用者の雇用情勢はより厳しさを増しています。また、ニート問題も指摘されており、社会的、経済的に自立できる能力を十分に身につけることができない若者が増えています。</p> <p>同時に、経済状況の悪化は就労環境の悪化にもつながっており、特に経営基盤の脆弱な中小企業における労働環境の整備が重要となっています。</p> <p>今後ますます少子高齢化が進み労働力人口の減少が見込まれる中、より多様な人材を活用していくことが、地域経済を支える上でも重要となっています。そのため、多様な雇用の機会を創出することで地域経済の活性化と人材の有効活用を図っていくとともに、若者・高齢者・障がい者等も含めた労働環境の整備が必要となっています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>雇用機会の創出により様々な人材が活用されるとともに、安心して働くことの</p>	<p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>6. 暮らしを支える雇用環境の充実 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>バブル経済崩壊後の長引く景気低迷による企業の倒産やリストラ、採用抑制などを受けて、完全失業率は過去最悪となり、就職困難な状況にあります。</p> <p>また、近年、年功序列・終身雇用などの従来の雇用関係の見直しが進み、フリーアルバイターやパートタイム労働者、派遣労働者の増加など就業形態が多様化しています。</p> <p>一方、国においても、労働基準法と男女雇用機会均等法が改正され、労働者を取り巻く環境も大きく変化してきています。</p> <p>今後は、雇用の安定を図るとともに、福利厚生充実など、労働環境の改善を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>雇用の促進を図るため、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関に働きかけるとともに、就業条件の改善や民間企業による障害者や高齢者などの</p>

できる就労環境が実現している状態

〔施策の方針〕

多様な人材が就労できる環境を構築するため、関係機関との連携による雇用機会の創出や、若者・高齢者・障がい者等の雇用を促進するための環境整備に努めるとともに、福利厚生制度の充実による就労環境の向上を図ります。

〈施策の方向〉

施策 1) 雇用の安定

就労希望者の支援と就労環境の提供のため、ハローワーク等の関係機関と連携し、中高年齢者・障がい者・新規卒業予定者向けの合同面接会の実施や就労へ直接繋がるノウハウの取得を目的にセミナー等を効果的に開催します。また、働くことの意識の低い若者に対して、関係機関と連携し、働く意欲を向上させる取り組みを進めるとともに、高齢者や障がい者等の雇用に対する支援を行い、雇用の促進を図ります。

〔主要事業〕

- ・若者就業の支援
- ・高齢者就業の支援
- ・障がい者就業の支援

雇用拡大を促進します。

また、財団法人中小企業勤労者福祉サービスセンターを通じて中小企業の福利厚生制度の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 雇用の安定

① 雇用の促進

ハローワーク（公共職業安定所）との連携により、離職者や新規学校卒業生などの就労希望者に対する就労の場の提供を働きかけます。

また、バリアフリー化や就業条件の改善を図り、障害者や高齢者などの民間企業による雇用拡大を促します。

② 職業訓練教育の充実

技術革新や情報化の進展に対応できる人材の育成を図るため、千葉県高等技術専門校のPRを図ります。

また、企業、社会福祉法人など関係機関の協力の下、心身障害者の職場実習を奨励し、職場に対応できる能力の向上を図ります。

施策2) 労働環境の充実

勤労者が生きがいを持って働き、安定して就労する環境を提供するため、雇用・労働関係法令及び関連情報等に関する情報提供や、船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業を通じて、中小企業における福利厚生の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 中小企業における福利厚生の充実支援

(2) 労働環境の充実

① 中小企業の福利厚生の充実

中小企業勤労者が生きがいを持って働き、安定した生活を送れるよう、財団法人中小企業勤労者福祉サービスセンターを通じて、退職金や共済給付、生活資金融資の斡旋、健康増進など中小企業の福利厚生の充実を図ります。

② 労働環境の整備・改善の促進

関係機関と連携しながら、労働時間の短縮や労働災害の防止、パートタイム労働者や派遣労働者、中小企業勤労者の労働条件の改善、また、職場における性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）の防止など、安心して働くことができる労働環境の整備・改善を促進します。

4-2-1 活力あふれる都市農業の振興

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市は、都市圏の中核都市であり、一大消費地が近隣にあることから、野菜、果実等を中心に活発な農業が営まれており、これまでも担い手育成や地産地消、販路拡大等、農業の高度化に取り組んできました。しかしながら、宅地化による農地の減少や、担い手の高齢化や後継者不足による担い手の減少など、都市農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>一方、都市農業は、新鮮で安全・安心な食料の生産と提供や、緑豊かな環境の維持、土に触れ自然と親しむ活動の場の提供など、生活の質の向上に貢献する多面的な機能を有しています。</p> <p>こうしたことから、安定した生産と経営が可能であるとともに生活の質の向上に貢献する都市型農業を振興していくために、担い手の育成、優良農地の確保、遊休農地の解消を進めることが求められます。また、地産地消の取り組み等による農業経営の安定化や市民参加型農業の推進などにより市民の理解を深めていくことが求められています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>ビジネスとして魅力があり、市民生活の豊かさ向上に貢献する都市農業が実現している状態</p>	<p>第2節 魅力ある農業・漁業の振興</p> <p>1. 活力あふれる都市農業の振興より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>首都圏にあって、野菜、梨などを中心にした生産性の高い都市農業経営が行われていますが、近年では、農畜産物に対して一層の安全性や新鮮さが求められ、市民の農業・農村へのふれあい志向も強くなりつつあります。</p> <p>また、農地は都市における貴重な緑地であり、防災機能もあわせ持っていることから、農業に関する市民の関心は高まっています。</p> <p>しかし、都市化の影響による農家数や農地面積の減少、農地の混在化、さらには従事者の高齢化や少子化による後継者不足など、さまざまな問題が生じてきています。</p> <p>今後は、農業者が生きがいと誇りを持ち、市民にも魅力のある農業・農村の活性化と、防災面からの農地・緑地の保全が必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>JA（農業協同組合）との協力・連携を図り、農地整備の推進や経営指導の普及、担い手の確保などにより、活力ある農業の振興を図ります。</p> <p>また、新鮮で安全な農畜産物の地元地域への供給や、資源循環型の地域づくり、貴重な農地・緑地の保全を進めるとともに、都市と農業の共生を図る</p>

〔施策の方針〕

農業経営の基盤強化を図るため、担い手の育成・確保や生産・販売・流通の高度化・合理化を推進するとともに、消費地に近い特性を活かした地産地消を推進します。

また、住環境と調和し、市民に親しみのある都市型農業を実現するため、環境に優しい農業の振興や優良農地の確保に努めるとともに、市民に対する情報発信の強化や農業を体験する機会の充実等を図ります。

≪施策の方向≫

施策1) 新鮮で、安全・安心な食料の提供

農地や労働力の確保を図るため、多様な就農者・就農希望者の育成、確保と就農支援を進めるとともに、法人化や法人参入の支援についての検討を進めます。また、安全で安心できるを提供しつつ農業経営の安定化を図るため、農業センター機能の拡充や関係機関との情報交流等により、製品の品質向上や、営業力や販売力の強化に取り組みます。あわせて地産地消を実現する安定した供給体制を構築します。

〔主要事業〕

- ・担い手の多様化と育成の支援
- ・時代に対応した生産・流通・販売体制づくりとPRの強化
- ・直売所の推進

ため、市民が農業とふれあう市民農園の整備を図ります。

【施策の方向】

(2) 活力ある農業経営の実現

① 経営環境の整備

活力ある農業経営を安定的に維持するため、JAなど関係機関との協力による農業情報ネットワークの構築や、農業センター機能を有効活用した経営指導の普及を図ります。

また、経営基盤強化や生産性向上のため、各種助成制度の充実や農業者年金加入促進を図ります。

② 農業団体の活動強化

農業者の自主的な活動を育て、農業の活性化を図るため、JAなど各種農業者団体の活動の強化を図ります。

③ 担い手の確保

JAと連携して農家の後継者を対象とした研修の実施や、リーダーの育成などを図ります。

また、新たな担い手の育成・活用を図ります。

⑤ 農業センターにおける先進的農業技術の開発と普及

農業経営の向上のため、農業センターにおいて、農業関係機関やJAと連携して農業技術の開発や普及、試験栽培、研修などを行い、先進的な農

業技術の充実を図ります。

(3) 新鮮で安全な農畜産物の供給

① 安全な農畜産物生産の推進

市民の自然、安全、健康への関心の高まりに応えられるよう、有機農業の普及を図るとともに、独自の安全基準作りを進めます。

② 流通拡大の支援

市内で生産された新鮮で安全な農畜産物の供給拡大のため、多品目を扱える大型農畜産物直売所など流通体制の確立とともに、学校給食や医療・福祉施設などにおける地場食材の積極的活用を促進します。

また、市場環境の変化に即した流通販売体制をつくるため、JAとともに市場情報を提供する農業情報ネットワークづくりや、保冷庫などの流通施設の整備を進めます。

(5) ふれあい農業の促進

③ 直売方式の普及

市民と農業者の交流を促進し、市内の農業を市民にとって身近なものとするため、地元農畜産物の直売方式の普及を図ります。

(1) 農用地の確保・整備

① 優良農用地の確保

優良な農用地を確保するため、市北部地区の農業振興地域を維持します。

また、市街化区域内については、生産緑地指定農地の維持を図ります。

② 農地整備の推進

安定した農業生産条件を確保するため、ほ場整備、農道・用排水施設の整備、土壌改良など農業生産基盤の整備を図ります。

施策2) 住環境と調和した農業空間の整備

都市における農地を確保するため、都市農業や農地の持つ機能を再評価し、優良農地の維持・集積をするとともに、遊休農地の解消を図ります。また、住環境と調和するだけでなくその質を高める都市農業を実現するため、環境との調和や資源の循環的利用など時代の価値観に合った農業を展開します。

〔主要事業〕

- ・ 優良農地の維持
- ・ 遊休農地の解消
- ・ 資源循環型農業の推進

・住環境に安心と潤いをもたらす農業の推進

(2) 活力ある農業経営の実現

④ 農地流動化の促進

遊休農地を有効利用するとともに、優良農地を確保するため、賃貸借などによる農地の流動化を促進し、経営の規模拡大や安定を図ります。

⑥ 農村地域における快適な生活環境の整備

農村地域において快適な居住環境を形成するため、生活道路や下水道、防犯施設などの生活環境施設の整備を図ります。

(4) 資源循環型地域づくりの推進

① リサイクル有機農業の促進

物質循環型の生産構造の再構築を図るため、学校給食などの調理の残り物を有効利用したりリサイクル有機農業を促進するとともに、堆肥の活用などを図ります。

② 農業用資材のリサイクルの促進

ごみとなる農業用資材を減らすため、農業用資材の土中還元の研究や再利用の促進を図ります。

③ 自然エネルギーの活用

太陽熱などの自然エネルギーを活用した技術開発や施設整備を図ります。

(6) 農地・緑地の保全

① 農地・山林の保全

都市における貴重な緑地空間や自然環境を維持するため、農地や平地林、斜面林などの保全を図ります。

施策3) 農業を軸にした地域づくり

農業に対する市民の理解を促進するとともに、農業を通じて市民生活を豊かにするために、農業の役割や農畜産物についての情報提供を積極的に行うとともに、仲間づくりや生きがづくり等につながる農業体験等を推進します。

〔主要事業〕

- ・ 情報受発信の強化
- ・ 農家との交流・農業体験活動の拡充
- ・ 市民参加型農業の振興

(5) ふれあい農業の促進

① 農業ふれあい情報の発信

農業情報センターの設置やミニコミ紙の発行、インターネットのホームページ開設などにより、農業生産活動や農村地域の情報を積極的に提供します。

② 農業や自然とのふれあいの促進

市民が農業体験により土に親しみ、自然とふれあえるよう、ふるさと農園の整備などとともに、野生動植物の生息空間（ビオトープ）の確保を図ります。

④ イベントの開催

市民の農業に対する理解を深めるため、農水産祭やその一環として農業センターで行われる畜産フェスティバルなど、イベントを開催します。

(6) 農地・緑地の保全

③ 遊休農地の市民への開放

遊休農地を有効活用するため、地権者の協力の下、草花を植えて景観を整備するなど、市民への多様な開放を推進します。

4-2-2 時代に対応した漁業の振興

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市では、三番瀬を中心として海苔養殖やアサリ漁等の長い歴史がある漁業が営まれています。しかしながら、三番瀬を取り巻く東京湾の水環境は、青潮の発生や、豪雨時の江戸川からの大量の泥土水やゴミの流入等による水質汚濁等、必ずしも良好な状態とはいえず、結果的に安定的な漁業生産が阻害されている状況にあります。加えて高齢化や後継者の不足などにより、漁業経営の安定化を図ることが難しい状況となっています。</p> <p>こうした状況下において、今後とも歴史ある漁業を維持していくためには、漁業者と連携しながら早急に漁業環境の改善を図り、安定生産が見込める漁場へと改善するとともに、漁業後継者の育成に取り組むことが必要となっています。加えて、都市部に近い都市型漁業であることから、市民に親しまれる漁業とするため、漁業に対する理解を促していく必要もあります。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>東京湾に残された貴重な干潟三番瀬で、年間を通じて、安定的な漁業生産ができる状態</p> <p>〔施策の方針〕</p>	<p>第2節 魅力ある農業・漁業の振興</p> <p>2. 時代に対応した漁業の振興</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市は、古くから内湾有数の漁業が盛んな地域であり、江戸時代には将軍家の台所に魚介を献上するなど、習志野から浦安にかけての広範な漁場を占有する漁師町として栄えました。</p> <p>東京湾は、特にのり、あさりなど貝類の浅海増殖業に適しているため、京葉港造成にともなう昭和48年（1973年）3月の漁業協同組合の漁業権全面放棄後も、有効期間1年の短期免許による漁業権の下で区画漁業（のり養殖）と共同漁業（あさり・貝類の養殖など）が行われているほか、巻き網、底引き網、刺し網の許可漁業（すすき、かれいなど）が3年更新の免許を受けて行われています。</p> <p>漁業従事者の高齢化対策や青潮の発生など、多くの問題を抱えている中で、今後は生産性の向上と漁業経営の安定化を図るとともに、市民に親しまれる漁業の促進を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>漁場を整備し、のり・あさりの増養殖や巻き網漁などの漁業の振興を図るとともに、市民に親しまれる漁業を促進します。</p>

安定的生産が可能な漁業環境を構築するため、三番瀬の漁業環境整備・生産基盤の整備・後継者の育成を行うとともに、都市近郊という立地条件を活かし、水産業体験等を通じ、地域住民との交流を図ります。

〈施策の方向〉

施策1) 漁業生産の安定化

安定した漁業生産を確保するため、船橋の主要魚介類の二枚貝の敵外生物（ヒトデ・ツメタガイ）除去対策を行うとともに、漁場の環境改善及び生産基盤の整備に努めます。あわせて、貝類や海苔の養殖の振興や巻網漁業、底引き網漁業等を振興します。また、漁業経営の向上と安定化を図るため、後継者の育成や漁業団体の活動の支援に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・ 貝類・海苔養殖等三番瀬で行われている漁業の振興
- ・ 漁港や出荷施設等の生産基盤の整備

第2節 魅力ある農業・漁業の振興

2. 時代に対応した漁業の振興 より

【施策の方向】

(1) 生産基盤の整備

② 漁場環境の整備

水産資源の確保と漁業収益の向上を図るため、漁場の整備を推進するとともに管理型漁業による有限な資源の有効利用を図ります。

(2) 漁業経営の向上・安定化

① 貝類増養殖事業の振興

貝類の安定的な生産を確保するため、鳥類の被害から貝類を保護する被覆網を設置するとともにあさりの増養殖を促進します。

② のり養殖事業の振興

高品質なのりの安定生産のため、陸上採苗事業などにより、のりの養殖を促進します。

③ 巻き網、底引き網、刺し網漁業の振興

東京湾域における許可漁業による、すすきやかれいなどの巻き網、底引き網、刺し網漁業を促進します。

④ 漁業団体の活動強化

漁業者の自主的活動を育て、自助努力を促し、漁業の活性化を図るため、漁業協同組合の活動の強化を図ります。

⑤ 後継者の育成

漁業協同組合などと連携して、後継者の育成を図ります。

	<p>⑥ 流通加工施設などの整備・改善</p> <p>水産物の安定供給と漁業経営の向上のため、船橋港親水公園など周辺環境との調和に配慮しながら、冷凍・冷蔵施設や加工場などの既存施設の整備・改善を図ります。</p> <p>第1節 活力ある商業・工業・観光の振興</p> <p>2. まちの活力につながるにぎわいの創出 より</p> <p>(1) 海を活かしたまちづくり</p> <p>④ 漁師町の活用</p> <p>新鮮な魚介類を提供する湊町市場の活性化や、海の魚などが食べられるにぎわい豊かなフィッシャーマンズワーフの整備、漁業体験・イベントの開催などを促進します。</p> <p>第2節 魅力ある農業・漁業の振興</p> <p>2. 時代に対応した漁業の振興 より</p> <p>(3) 市民に親しまれる漁業の促進</p> <p>① 市民との交流の促進</p> <p>新鮮な魚介類を提供する湊町市場の活性化や市民に漁業に対する理解を深めてもらうための漁業体験・イベントの開催など、市民との交流を促進します。</p>
<p>施策2) 市民に親しまれる漁業の推進</p> <p>市民の船橋漁業に対する理解を深めるため、水産業体験・イベントの開催などにより歴史ある船橋三番瀬漁業をPRし市民との交流を促進します。</p>	

4-3-1 安心できる消費生活の確立

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>現在の日本社会は便利で豊かになり、消費者のニーズもますます多様化してきていることから、市場には多種多様な商品やサービスが流通し、消費者には日々様々な情報が届けられています。一方で、近年悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、食品偽装等によるさまざまな消費者被害が続出し、社会問題となっており、国においては、平成 21 年 9 月に消費者庁を発足させこうした問題への対応を進めています。また、消費生活は、地球環境への影響もあるため、消費者の環境意識の向上を図る必要があります。</p> <p>こうした中、安全で安心な暮らしを実現するためには、自らが考え、判断できる自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護のための相談窓口である消費生活センターの一層の充実や周知が必要となっています。</p>	<p>第3節 安心できる消費生活の確立</p> <p>1. 安心できる消費生活の確立</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年は、商品・サービスの多様化に加えて、訪問販売やキャッチセールスなど販売方法の多様化が見られ、こうした中で、悪質商法による消費者被害も後を絶たず、また、安易な消費者金融（サラ金）の利用による多重債務問題の発生や、これに関連する自己破産の発生も問題となっています。</p> <p>一方、日常生活において、ごみの大量発生、フロンガスによるオゾン層の破壊などの地球環境問題や、クローン動物や遺伝子組み替え食品の登場、ダイオキシン問題などによる食品の安全性に対する市民の関心が高まっています。平成 7 年（1995 年）には P L 法（製造物責任法）が施行され、事業者には被害の未然防止につながる安全意識の向上が求められ、消費者には安全な使用が求められるようになりました。</p> <p>そのため、消費者を保護するとともに、自ら主体的に考え判断する自立した消費者を育成していくことが必要です。</p> <p>中央卸売市場は、昭和 44 年（1969 年）の開設以来、施設・設備の整備・拡充を図ってきましたが、老朽化も著しくなっています。また、産直販売の拡大や大型店と生産者との直接取引の増加など流通経路の多元化により、市場における取扱高が減少してきています。</p>

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

消費者自身が自立し、考え、行動する生活が確立されているとともに、消費者被害が最小限に抑えられている状態

〔施策の方針〕

主体的に消費生活を営むことができる自立した消費者を育成するため、幅広い世代への消費者教育を推進するとともに、消費者被害の未然防止・解決のため、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。

《施策の方向》

施策1) 自立する消費者の育成

自ら判断し行動することが出来る消費者を育成するため、若者から高齢者まで幅広い消費者教育を推進するとともに、消費者啓発の推進を担う地域消費者リーダーの育成や消費者団体の自主的な活動の支援を推進します。

〔主要事業〕

- ・消費者教育・啓発の推進

【基本方針】

豊かな消費生活を営めるよう、消費者の自立を促進し、消費者利益の擁護を図るための環境整備、啓発等の各種事業の拡充に努めます。

中央卸売市場については、広域的な活用方法などについて調査・研究します。

【施策の方向】

(1) 自立する消費者の育成

① 消費者教育の推進

悪質商法などによる被害や消費者金融（サラ金）からの多重債務問題などの未然・再発防止のため、若者から高齢者まで幅広い消費者教育を推進するとともに、学校との連携により、児童・生徒に対する消費者教育の推進を図ります。

② 消費者意識の高揚

市民が自立した消費者として合理的・主体的に消費生活を営めるよう、生活展などの啓発活動や消費生活モニター事業を通じた地域消費者リーダーの育成、消費者団体などの自主的な活動への支援、事業者との交流の促進などにより、市民の消費者意識の高揚を図ります。

(3) 地球環境に配慮した暮らしの促進

① 省資源・省エネルギーの促進

	<p>限りある資源の有効利用や、地球環境に配慮した生活を広めるため、節水・節電などの啓発活動を推進するほか、ペットボトルや牛乳パック、発泡スチロール製の食品トレーの回収、環境家計簿の普及など、シンプルな日常生活を目指した省資源・省エネルギーを促進します。</p>
<p>施策2) 消費者の保護</p>	<p>② リサイクル思想の普及</p>
<p>悪質商法等の消費者被害から消費者を保護するため、消費生活センター機能の充実を図り、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。また、消費の安全と適正化を図るため、食品や食品表示に関する啓発や計量の適正化などの取り組みを推進します。</p>	<p>資源の有効活用を図るため、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、暮らしの中でのリサイクル思想の普及を進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の充実 ・計量の適正化 	<p>(2) 消費者の保護</p> <p>① 消費生活センター機能の充実</p> <p>消費者被害の防止・解決のため、国や県消費者センターなどとの連携による消費生活情報ネットワークを構築し、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行うなど、消費生活センター機能の充実を図ります。</p>
	<p>② 安全な食生活の促進</p> <p>遺伝子組み換え食品やクローン動物の肉など新たな食料品の登場やダイオキシンの食品への影響などに関連して、事業者や保健所などと連携しながら、市民の食品の安全性に対する意識の向上など、安全な食生活の促進を図ります。</p> <p>③ 計量の適正化</p> <p>商品量目の適正化のため、計量器の定期検査及び立入検査、事業者への指導を推進するとともに、消費者の計量意識の啓発や各種検査体制の充実を図ります。</p>